

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モーリタニア	水産物衛生検査公社ヌアデニアの贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	水産物衛生検査公社ヌアデニア検査・分析所建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,425,000 千円 2024.1.31 まで	2019.2.27 ヌアクシヨットで (同日)	日本側 佐藤正久外務副大臣 モーリタニア側 エル・モクタール・ジャヤイ経済・財務大臣	2019.3.11 75号
モーリタニア	モーリタニア・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000 千円 -----	2019.9.25 ヌアクシヨットで (同日)	日本側 江原功雄在モーリタニア大使 モーリタニア側 シエイク・エル・ケベル・ムーライ・ターヘル経済・産業大臣	2019.10.17 168号
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	350,000 千円 -----	2019.9.25 ヌアクシヨットで (同日)	日本側 江原功雄在モーリタニア大使 モーリタニア側 シエイク・エル・ケベル・ムーライ・ターヘル経済・産業大臣	2019.10.17 169号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。